

大阪府監査委員告示第12号

平成20年度までに執行した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年5月25日

大阪府監査委員	梅本	憲史
同	谷口	昌隆
同	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	京極	俊明

(通知文)

財第1143号
平成21年4月20日

大阪府監査委員	京極	俊明	様
同	梅本	憲史	様
同	谷口	昌隆	様
同	磯部	洋	様
同	赤木	明夫	様

大阪府知事 橋下 徹

地方自治法第199条第9項の報告に基づき講じた措置について（通知）

先に報告を受けた監査結果の中で、是正の必要があるとされた事項については、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

< 決裁遅延について >

1 監査対象機関

安威川ダム建設事務所

2 指摘事項

歳出関係

賃貸借契約等に係る経費支出手続において、契約期間の始期や研修会参加日までに経費支出伺の起案・決裁が行われていないものがあつた。

3 措置の状況

会計事務の重要性を再認識させるため、所内において定例的に実施している所内連絡調整会議（平成21年3月3日開催）において、経費支出事務に関する適正な手続について周知徹底を行いました。

今後、このようなことのないよう、会計事務担当者をはじめ全職員に対して適正な会計事務に関する職場研修を行うなど、適正な事務の執行に努めます。

<決裁遅延について>

1 監査対象機関

庭窪浄水場

2 指摘事項

歳出関係

業務委託の契約について、事業の着手までに起案及び決裁が行われていないもの、長期継続契約における当該年度の支出負担行為が遅れているものがあつた。

3 措置の状況

本指摘事項に関して平成21年2月24日課内会議において周知・注意喚起を行い、関係法令等の再確認を行いました。

今後このような事態が生じないよう適正な事務手続の執行に努めます。

<通勤手当の支給事務について>

1 監査対象機関

池田土木事務所

2 指摘事項

庶務諸給与関係

通勤手当の支給事務において、病気休暇等により勤務実態がない期間があつたにもかかわらず、戻入処理が行われなかったため、過払いとなっているものがあつた。

3 措置の状況

過払いについては、下記のとおり戻入処理を行いました。

今後は、このようなことがないよう、十分に注意を払い、適正な会計処理に努めます。

（戻入処理）戻入金額：8,520円、戻入完了日：平成20年10月29日

<不適切な事務処理について>

1 監査対象機関

茨木保健所

2 指摘事項

業務関係

歳出に係る事務処理手続において、契約を締結しないまま業務を行わせていたもの、業務実施期間の始期までに経費支出伺の起案・決裁が行われていないもの、適正な公費支出を行わず事務担当者の所持金による支払が行われていたものなどがあった。

また、公用車の車検に係る事務手続において、資金前渡により支出した経費について年度内に精算が行われていないものなどの不備があった。

3 措置の状況

本件指摘事項については、改めて所内職員全員に対して、地方自治法、府財務規則等関係法令の遵守について、周知徹底を図りました。

また、管理監督者においては、年間の契約業務の処理時期等を記載した一覧表を事前に作成し、契約漏れや契約遅れのないよう確認チェックシステムを強化するとともに、予算担当者においても契約時期等を二重にチェックすることとしました。

公用車の管理については、所属チームサイト（ホームページ）に車検時期などを掲載して、全職員が把握できる状況をつくることにより、車検等事務の確実な把握を行うとともに、複数の職員が参加して適正な会計事務処理が行える体制を整えることとしました。

今後とも、法令規則及び事務処理・審査に必要な関係法令について熟知・研鑽に努め、決裁関与者・担当者は、それぞれの役割・責任を十分果たし、再発防止に全力で取り組みます。